○上北山村入札・契約審査会要綱

平成27年3月31日

要綱第2号

（設置）

第1条　上北山村において執行する建設工事、業務委託、役務提供、及び物品調達等（以下「工事等」という。）の入札及び契約に関する事項を審査するため、上北山村入札・契約審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　審査会は、次の掲げる事項を審査する。

(1)　競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関すること。

(2)　競争入札に参加する者の格付に関すること。

(3)　一般競争入札における入札参加資格の確認に関すること。

(4)　指名競争入札の審査及び指名業者の選定に関すること。

(5)　総合評価落札方式における審査に関すること。

(6)　入札参加資格停止等の措置に関すること。

(7)　入札・契約制度の適正化を促進するため、必要な事項の調査検討及び制度の改善に関すること。

(8)　その他入札及び契約に関し、必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条　審査会は、会長、副会長、及び委員若干名をもつて組織する。

2　会長には副村長、副会長には総務課長をもつてあてる。

3　委員は、建設課長、入札担当職員及び事業関係課長の職にあるものをもつてあてる。

（会長及び副会長の職務）

第4条　会長は、会議を招集し、これを総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3　会長及び副会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名したものがその職務を代理する。

（会議）

第5条　審査会の会議は、必要に都度会議を開き、又は持廻り審議をもつて審査会に代えることができる。

（議決）

第6条　審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができ

ない。

2　審査会の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条　審査会の庶務は、当該事業の関係課において行う。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（上北山村建設工事請負業者選定要領の廃止）

2　上北山村建設工事請負業者選定要領（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

附　則（平成29年告示第16号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（令和2年告示第11号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。